資料３

適正処理に向けた処理基準

令和８年度一般廃棄物処理業者講習会

環境局生活環境部
廃棄物指導課

一般廃棄物処理基準（収集運搬・処分）

施行令第3条第1項第1号

（収集運搬・処分）

①飛散流出の防止

②悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障防止措置

（収集運搬・処分のための施設）

③生活環境保全上の支障防止措置

（運搬車、運搬容器等）

④飛散流出防止・悪臭防止

一般廃棄物処理基準（積替え保管）

施行令第3条第1項第1号

★収集運搬の積替え保管は許可が必要

★一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはならない（収集・運搬の場合）

（実際にあった相談）

Q：駐車場で廃棄物を荷積みしたまま、駐車してよいか？

A：長時間は保管行為にあたりますので、処理場へ直送してください。

Q：道路上で車両Aから車両Bに廃棄物を積替えてよいか？

A：廃棄物処理法違反となる可能性がありますので、積替えないでください。

一般廃棄物処理基準（積替え）

施行令第3条第１項第１号

①積替えの場所から一般廃棄物が**飛散・流出・地下浸透・悪臭発生**することの防止措置

・汚水の流出防止のための排水設備

・ねずみや害虫の発生の防止

②積替え要件

・積替え場所の周囲に囲いを設ける

・掲示板を設ける

一般廃棄物処理基準（保管）

施行令第3条第１項第１号

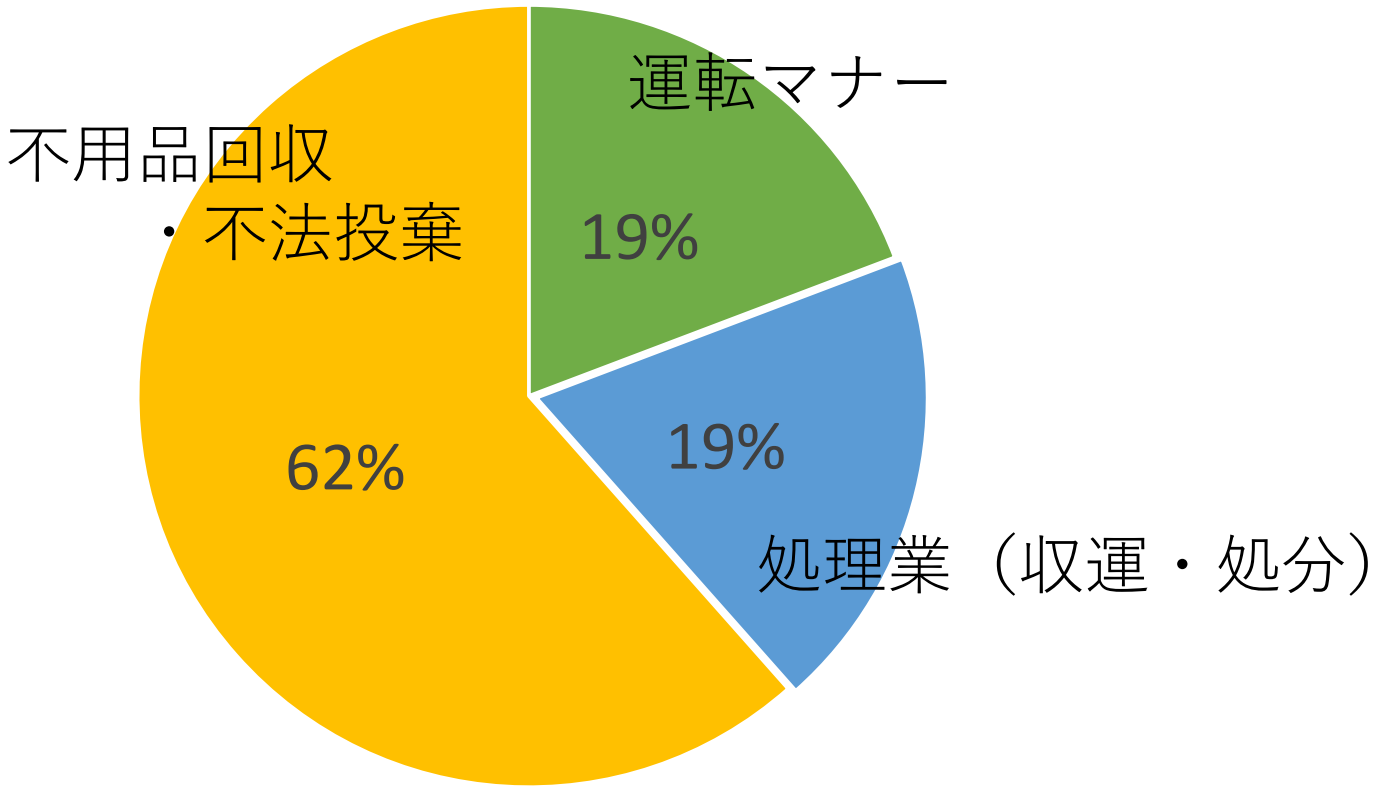
①保管の場所から一般廃棄物が**飛散・流出・地下浸透・悪臭発生**することの防止措置

・汚水の流出防止のための排水設備
・ねずみや害虫の発生の防止

②保管要件

・保管場所の周囲に囲いを設ける
・掲示板を設ける
・積み上げた廃棄物の高さを基準以下にする

令和８年４月から９月末までに当課に寄せられた苦情（計２６件）



実際にあった苦情

運転マナー編

火の付いたタバコを持った手を
車外に出したまま走行していた。

信号無視しているところを複数回目撃した。

横断歩道を通行中に、収集運搬車両が十分に
減速せず交差点を通行し、危険を感じた。

実際にあった苦情

処理業（収運・処分）編

駐車場に廃棄物を積載したままの
収運車が止まっている。
風向きによっては臭気が感じられる。

早朝の作業音等がうるさい。

一時多量ごみとして家電４品目を収集運搬している。

実際にあった苦情

不用品回収・不法投棄編

・〇〇という会社が不用品回収のチラシを配っているけど、不用品回収をお願いしてよいのか？

・ごみ集積所に不法投棄されている。どうにかしてほしい。

苦情対応後の再発防止のために

⚠ 苦情対応後も同様の苦情が発生した事例がありました

再発防止のために

☑ 苦情内容を社内で共有する
☑ 従業員全体へ周知する
☑ 同様の事案が発生しないよう教育を実施する
☑ 再発防止策を講じる
☑ 再発防止策が実施されているか定期的に確認する

処理基準を守るために

従業員への教育が重要です

（収集運搬編）

□走行時はホッパードアを閉める（飛散流出防止）
□スピードを出しすぎない（飛散流出防止）
□こまめに洗車する（悪臭対策）
□路肩に長時間駐車しない（悪臭対策）
□作業員が離れている間はエンジンを切る（騒音対策）

等々

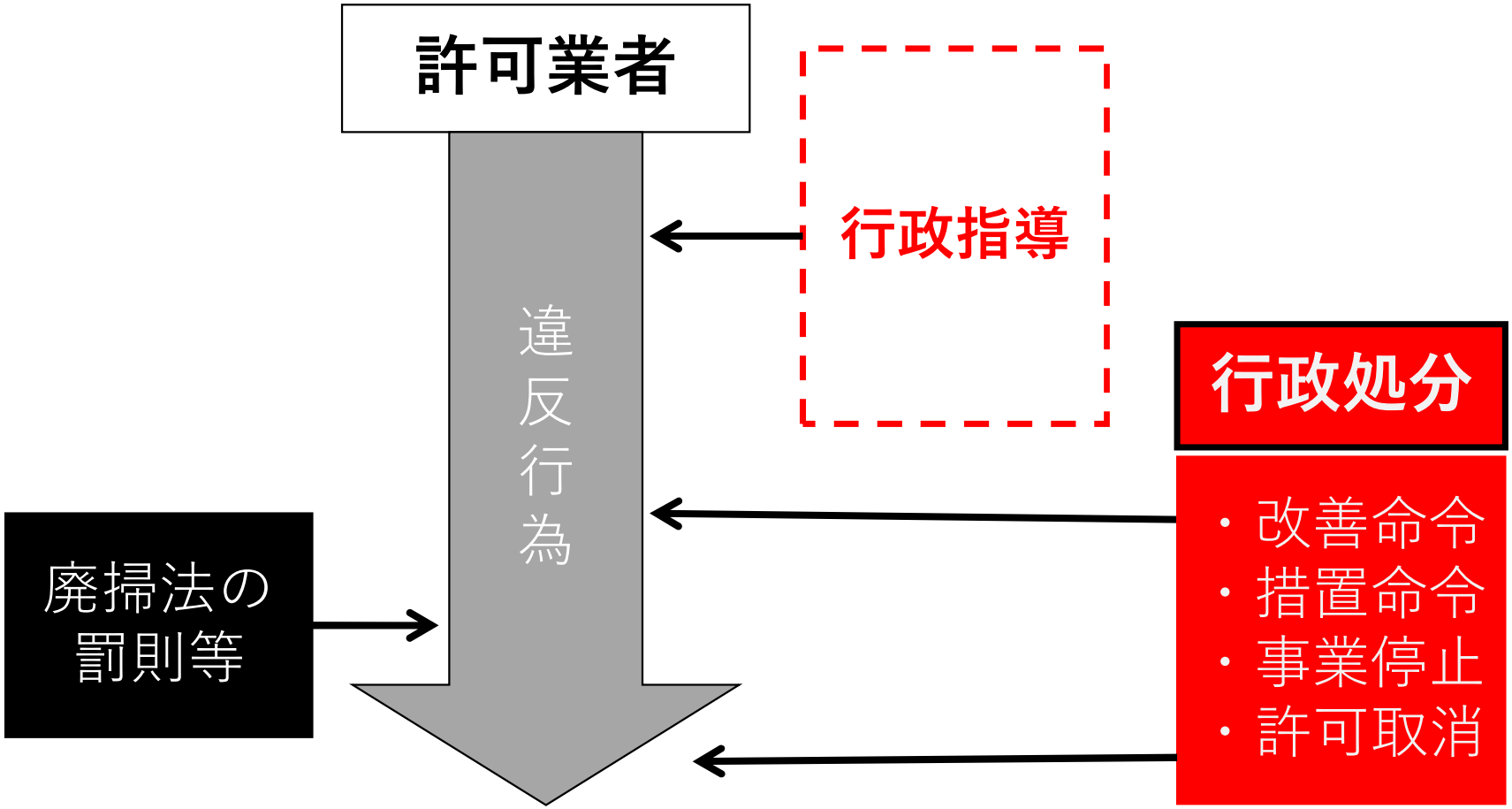
処理基準を守るために

従業員への教育が重要です

（処分編）

□低騒音重機を使用する（騒音対策）
□こまめに散水を行う（飛散対策）
□保管容量を守る（飛散対策）
□常に飛散・流出・悪臭対策を行う　　等々

処理基準に違反すると？



行政処分（不利益処分）

・**改善命令**（法第１９条の３第１号）

処理基準に適合しない処理が行われた場合、期限を定めて処理方法の変更など必要な措置を求める。

・**措置命令**（法第１９条の４第１項）

処理基準に適合しない処理が行われかつ生活環境の保全に支障を生じている又は生じる恐れがある場合、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を求める。

・**事業停止**（法第７条の３）

違反行為の改善に係る行政指導に従わなかったとき等になされる。

・**許可取消**（法第７条の４）

重大な違反行為などがあった時や欠格要件に該当した時等になされる。